

自治基本条例 第11回チーム会議

平成26年6月4日

@役場中会議室

(事務局より)

- ・名称について： これまで『自治基本条例』としてきたが、今後は『まちづくり基本条例』として周知する。
- ・説明会の経過について：
 - ・「出席者が少ない」との意見や「そもそも条例自体が「なぜ必要か」」などの意見があった。
 - ・パワーアップ委員会から始まり、これまで3年の歳月をかけてきた経過、また町長の選挙公約でもある経緯を確認。
- ・事務局としては、そもそも「制定の必要がない」といった方向にはならないよう進めていく。
- ・目標は9月議会への上程。今後はそれに向けて意見をいただいていく。
- ・意見募集（パブリックコメント）について：
 - ・期間（6/9～7/8）、方法（HP公表）を確認。CATVでも周知。6/9の設定は、広報の日。
 - ・内容としては、肯定的な意見より批判的な意見、拙速すぎるといった意見が予想される。こういった批判があるのかを確認することも目的の一つ。内容を精査後、回答を記載し公表する（7月中）。
- ・6月19日・20日の説明会について：
 - ・町民の方がどのくらい参加していただけるかわからないが、常会長等に動員をかけることはしない。しかし、できる限り町民の皆様を知っていただきたい。地域の集まりなど際に、なるべく説明に呼んでいただきたい。
- ・議会条項について：
 - ・議会・議員としての責務、役割、町民に期待されていることについて現在拾い出しをしている。19日に検討委員会に行い、了承を得られれば記載される予定。
 - ・意見募集の時点では議会条項はなし。
- ・説明会の質問内容の確認
(事務局より)
 - ・「行政主導のやり方である」という誤解、またこのチームで話し合いの内容について納得いただいていない議員もいる。
 - ・参加者のみなさんにはほとんど理解いただいた。
- (メンバーより) ※HP公表要注意。
 - ・あまりご理解いただけない方について、パワーアップ委員会に広聴に来ていたにもかかわらず、その場で意見を言わなかった。委員の意見を出し合いながら進めていた経過を知っているはず。議員という立場になったら、逆に町民に説明しなくてはいけないのでは。
 - ・そもそもパワーアップ委員だった議員もいたはず。きちんと意見を出さないと、決まった後に何かいうのはいかがか。何も知らないわけではない。自分も加わっていたことだから、逆に説明しなくてはいけないので

はないか。

- ・説明会では、議員が最初に意見を言ったことにより、参加者が意見を出しづらい雰囲気が出てしまった。
- ・本来議員はもっといろんな人の意見を聞くべき縦の糸では。

- ・説明会はとても良かった。パブコメの時点で素案は出すか。
→出す。隣組回覧で全文回覧する。

- ・条例という言葉について、見たり聞いたりする条例は司法の裁きをうける条例が多く、そういったイメージがあるのではないか。あまりまだ理解されていない。
→条例には目標と義務の2種類がある。

- ・罰則付き条例は、いけない行為を罰するという。困る人はいない。自分が所属しているバックグラウンドがわかりやすいから出てくる意見。自分の立場を超えてなにができるのかが大切。

- ・憲法によって守られているイメージがあれば、本条例のイメージもできそうだが。
→町長、職員、議会については、責務等の縛りを設けているが、町民については、厳しい縛りはほとんどない。やはり少し抵抗感があるのかも。

(事務局より)

- ・条例を作成するルールはあるが、今回は「ですます調」とし、なるべく難しい文言は使用しなかった。それなりに理解していただけるはず。

(メンバーより)

- ・説明会では条例に対する様々な意見が寄せられたが、素案が出ればイメージすることができ、どういった内容なのか理解していただけるのでは。

- ・「平和」について：
 - ・「平和」の意味を短絡的にとらえている傾向があるのでは。まちづくりプランにおいても「平和」が出ている。人の尊厳が守られている状態が平和。その状態が踏みにじられるのが戦争。わざわざ条例で「戦争」「平和」と謳う必要は感じない。条例の前文にあるように、わざわざ条文で謳わなくても町民一人ひとりの平和を願っている。
 - ・憲法9条を擁護しようとする動きに振り回されるべきではない。
 - ・条例そのものはもっと地道なもの（隣近所から）である。この条例で謳うべきではない。地方自治の立ち入る範囲ではない。
 - ・平和の意見については、まちのこれまでの経過を踏まえての発言だと思う。そのような意思をどう汲むか。
→平和のかけはし条例もある。人権や平和を載せることも検討する（戦争に特化した「平和」であれば、条例に入れない）。
 - ・前文に「平和を願い」とあるが、条項に入れることも必要か。また研究する。

- ・手続きについて：
 - ・「まちづくり基本条例」は言葉としてわかりやすくよい。ただ、この条例について町民が無関心であることが心配。説明会においても参加者が少ない会場もあったが、意識が足りないということではない。基

本は「町民参加と協働のまちづくり」だから、周知徹底をしていく必要がある。

- ・この条例を知らない人が多いのは町のせいだとする意見もある。
- ・もっと議員が町民に飛び込んで周知していくべき。もともとまちづくりは町民と町と議会、この3つが協働して成り立っているべき。今の時点で、議会が遅れをとっており残念。意見募集に間に合わせてくれればよいが。
- ・本来の町づくりは、まず隣の人と顔をあわせることから始まるのではないか（隣組の冠婚葬祭やゴミ当番など）。崇高な考えをもった人もいるかもしれないが、もっと身近なところに本質的な「自治」や「平和」があるはず。
- ・新たなこのような取り組みに対して、方法論を振りかざしながら反対するということがも往々にしてあるが、それはそれとして粛々として手順を踏んでやっていくべき。
- ・「まちづくり基本条例」の名称はすごくよい。「自治基本条例」では身構えてしまうかもしれない。また「まちづくりのルール」という文言についても、とても厳格に感じてしまうため、もっとよい言葉はないか。「まちづくりのあり方」としてはどうか。
→以前、町長も「ルール」という言葉に異論を唱えたことがあった。「あり方」のほうがよい。
広報では「ルール」となってしまったが、今後は「ルール」は使わない。
- ・「あり方を『定めた条例』ではなく、『定める条例』とすべき。
→そのようにする。

(事務局より)

- ・身近なところで会議等があれば、そちらに出向いて「まちづくり基本条例」について説明をする。
- ・説明時間は10分でも20分でもよく、参加人数は何人でも構わない。
- ・6月 5日 13:00～： 社会教育委員の会議（大野さん）
- ・6月 6日 : 吉田区 ※説明時間は長くて20分。
- ・6月10日 19:30～： 山吹区会 ※15分前には来てください。
- ・6月10日 19:30～： 新田地区の育成会の役員会（村松さん）

(・杉尾先生のとくに資料を配っては。)

- ・各区に、会議等に併せて説明の機会を設けてもらうよう投げかける。
- ・パブリックコメントは6月9日の0時から、町のHPで掲載される。